

第4期 特定健康診査等実施計画

中国電力健康保険組合

令和6年2月

1. 背景および趣旨

①

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくには、その構造改革が急務となっていた。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号。以下「高確法」という。）に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

当健康保険組合においても、平成20年度から特定健康診査等の具体的な実施方法や実施率及びその成果に関する目標を定めた特定健康診査等の実施に関する計画を策定し、事業を実施してきたところである。

本計画は、第3期〔平成30年度～令和5年度〕の計画期間が終了することに伴い、高確法第19条に基づき、新たに令和6年度から令和11年度までの6年間の『第4期 特定健康診査等実施計画』を定めるものである。

2. 中国電力健康保険組合の現状

②

当健康保険組合は、電気業を主たる業とする中国電力株式会社とそのグループ会社で組織する単一型の健康保険組合である。

《令和4年度末時点の概況》

- 事業所数25事業所
- 所在エリア広島県広島市を中心に鳥取、島根、岡山、広島、山口及び東京等に点在
- 加入者数

	被保険者	被扶養者	合 計
加入者数	15,944人	17,205人	33,149人
男 性	13,536人	5,672人	19,208人
女 性	2,408人	11,533人	13,941人
- 平均年齢被保険者:45.44歳 被扶養者:26.46歳
- 保険給付費

	令和4年度実績	被保険者1人当り
保険給付費	4,808百万円	300,610円
法定給付費	4,687百万円	293,047円
付加給付費	121百万円	7,564円

<参考>保険給付費(令和3年度実績) 4,564百万円(被保険者1人当り 284,533円)

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

③

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓指導型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも、血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣病の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査の実施に係る留意事項

(1) 被保険者

- 事業所における定期健康診断の結果データを事業所から受領する。
- 人間ドック等受診者の結果データは、健診実施機関から受領する。
- 健診費用は事業所負担とする。

(2) 被扶養者

- 第3期は受診勧奨等の取り組みにより徐々に上昇しているが、実施方法の工夫等により更なる実施率の向上を図る。
- 結果データは、健診実施機関から受領する。
- 健診費用は健康保険組合負担とする。

3. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

4. 特定保健指導の実施に係る留意事項

(1) 被保険者

- 保健師及看護師等の保健スタッフにより、事業所が従来の保健指導に加えて特定保健指導を実施することを基本とする。
- 種々の事情により実施が困難な事業所については、事業所、健康保険組合及び外部の保健指導機関の三者による共同事業として委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。
- 保健指導費用は事業所負担とする。

(2) 被扶養者

- 外部の特定保健指導機関に特定保健指導の実施を委託する。
- 特定保健指導は、健康保険組合が承認した場所等において実施する。
- 特定保健指導対象者の年齢、性別及びリスク等に応じた特定保健指導が提供できる体制とする。また、複数年にわたり特定保健指導を要する加入者の対応については、担当者を代えないようにするなど対象者が指導を受けやすくなるような工夫をする。
- 保健指導費用は健康保険組合負担とする。

I. 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を90%とする。
(国が示す保険者種別目標90%に即して設定。)

この目標を達成するため、令和6年度以降の実施率を以下のように定める。

《目標実施率》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
加入者合計	86.0%	88.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
被保険者	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%
被扶養者	61.8%	67.5%	73.2%	73.0%	72.7%	72.4%

目標達成に向けた取り組み《6か年計画》

◆ PDCAサイクルによる目標達成に向けた課題解決の実践

- ・ 画一的な対応からターゲットを絞ったアプローチへの変更
- ・ 「好事例」の積極的な実施 他

◆ 被扶養者の特定健康診査受診機会拡大に向けた施策の検討・実施

- ・ 人間ドック申込方法の多様化(被扶養者が直接医療機関へ予約を行う等)
- ・ 被扶養者を対象とした「特定健康診査」健診メニューの新設 他

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和6年度以降の特定保健指導の実施率を60%とする。

(国が示す保険者種別目標60%に即して設定。)第三期の国の参酌標準は55%以上

この目標を達成するため、令和6年度以降の実施率を以下のように定める。

《目標実施率》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
加入者合計	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
被保険者	63.2%	63.1%	63.0%	62.9%	62.9%	62.8%
被扶養者	34.8%	35.4%	36.0%	36.7%	37.4%	38.1%

目標達成に向けた取り組み《6か年計画》

- ◆ **特定保健指導辞退者数の削減に向けた施策の検討・実施**
 - ・ 事業所及び外部の保健指導機関との連携強化
 - ・ 特定保健指導プログラムメニューの拡充
【食習慣改善PGM、運動習慣改善PGM、休養習慣改善PGMの追加】
 - ・ 「好事例」の積極的な実施 他
- ◆ **特定保健指導対象者予備軍の削減に向けた施策の検討・実施**
 - ・ 若年層を対象とした生活習慣改善に向けた保健事業の実施 他
- ◆ **特定保健指導体制の強化**
 - ・ 複数の保健指導機関と契約し、特定保健指導対象者からの様々な要望事項等に対応できる体制を構築

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

《参考》 令和4年度実績 22.4%

Ⅱ. 対象者数

⑧

1. 特定健康診査実施対象者数

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
加入者合計	16,151人	16,163人	16,175人	16,189人	16,203人	16,218人
被保険者	10,716人	10,780人	10,844人	10,909人	10,974人	10,039人
被扶養者	5,435人	5,383人	5,331人	5,280人	5,229人	5,179人
実施者数	13,889人	14,223人	14,557人	14,570人	14,582人	14,596人
目標実施率	86.0%	88.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

2. 特定保健指導実施対象者数

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
加入者合計	2,057人	2,019人	1,982人	1,946人	1,910人	1,875人
被保険者	1,827人	1,793人	1,760人	1,728人	1,696人	1,665人
被扶養者	230人	226人	222人	218人	214人	210人
実施者数	1,234人	1,211人	1,189人	1,167人	1,146人	1,125人
目標実施率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

⑨

1. 特定健康診査

(1) 被保険者(事業主健診受診者)

① 実施場所

事業所が指定する場所とする。

② 実施項目

労働安全衛生法の規定に基づく従業員定期健康診断実施項目とする。なお、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準[平成十九年厚生労働省令第百五十七号](以下、「実施基準」という。)第一条(特定健康診査の項目)に記載されている特定健診項目を含むものとする。

③ 実施時期

上期を基本とする。

④ 外部委託の有無

特定健康診査の実施は、事業所が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断結果を受領することから外部委託は行わない。

⑤ 受診方法

事業所が指定・指示する。

⑥ 周知・案内

従業員への周知等は事業所が行う。

⑦ 健診データの受領方法

事業所が実施する定期健康診断の結果を電子データで受領する。

⑧ 対象者選出の方法

特定健康診査対象者は、厚生労働大臣が定める者(妊産婦、国内に住所を有しない者、病院又は診療所に6月以上継続して入院している者など)を除く、40歳から74歳の加入者全員とする。

(2) 被保険者(出向者・人間ドック受診者等)

- ① 実施場所
 - a. 事業所が指定する場所とする。
 - b. 中国電力健康保険組合が契約する健診機関とする。
- ② 実施項目

労働安全衛生法の規定に基づく従業員定期健康診断実施項目とする。なお、実施基準第一条(特定健康診査の項目)に記載されている特定健診項目を含むものとする。
- ③ 実施時期

上期を基本とする。
- ④ 外部委託の有無
 - a. 出向先が外部委託して実施する労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断については、出向先からその結果を受領することから外部委託は行わない。
 - b. 人間ドックとして実施基準第一条(特定健康診査の項目)に記載されている健診項目を含んだ健診を外部委託する。
- ⑤ 受診方法
 - a. 事業所が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断については、事業所の指示による。
 - b. 人間ドックとして受診する場合は、指定された受診日に健康保険被保険者証を提示して受診する。
- ⑥ 周知・案内
 - a. 事業所が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断の従業員への周知等は事業所が行う。
 - b. 人間ドック実施の周知等は中国電力健康保険組合が行う。

- ⑦ 健診データの受領方法
 - a. 事業所が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断については、事業所から健康診断の結果を電子データで受領する。
 - b. 人間ドックの健診データは契約健診機関から電子データで受領する。
- ⑧ 対象者選出の方法

特定健康診査対象者は、厚生労働大臣が定める者(妊産婦、国内に住所を有しない者、病院又は診療所に6月以上継続して入院している者など)を除く、40歳から74歳の加入者全員とする。

(3) 被扶養者

- ① 実施場所
 - a. 中国電力健康保険組合が契約する健診機関とする。
 - b. パート勤務先等で、事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診する者については、その事業主が指定した健診機関とする。
 - c. 集合契約(A・B)の健診機関とする。
- ② 実施項目

実施基準第一条(特定健康診査の項目)に記載されている特定健診項目とする。
- ③ 実施時期

通年とする。ただし、できるだけ早い時期に受診するよう依頼する。
- ④ 外部委託の有無
 - a. 人間ドックとして実施基準第一条(特定健康診査の項目)に記載されている健診項目を含んだ健診を外部委託する。
 - b. パート勤務先等で、事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診する者については、本人から定期健康診断のうち特定健診項目部分の受診結果を受領することから外部委託は行わない。

- c. 代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織等との集合契約を締結し、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国での受診を可能とする。

⑤ 受診方法

- a. 人間ドックとして受診する場合は、指定された受診日に健康保険被保険者証を提示して受診する。
- b. 健診機関に受診券と健康保険被保険者証を提示して受診する。

⑥ 周知・案内

人間ドック実施の周知等は中国電力健康保険組合が被保険者を通じて行う。

⑦ 健診データの受領方法

- a. 人間ドックの健診データは契約健診機関から電子データで受領する。
- b. パート勤務先等で事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診する者については、本人から定期健康診断のうち特定健診項目部分の受診結果を受領する。
- c. 契約健診機関から代行機関を通じて電子データを受領する。

⑧ 対象者選出の方法

特定健康診査対象者は、厚生労働大臣が定める者（妊産婦、国内に住所を有しない者、病院又は診療所に6月以上継続して入院している者など）を除く、40歳から74歳の加入者全員とする。

2. 特定保健指導

(1) 被保険者（一般・出向者・人間ドック受診者等）

① 実施場所

事業所及び保健指導機関が指定する場所とする。

② 実施項目

実施基準第七条（動機付け支援）又は第八条（積極的支援）に記載されている特定保健指導とする。

③ 実施時期

特定健康診査終了後から翌年3月までを基本とする。

④ 外部委託の有無

- a. 実施基準第七条（動機付け支援）又は第八条（積極的支援）に記載されている特定保健指導が実施できる事業所に委託する。
- b. 実施基準第七条（動機付け支援）又は第八条（積極的支援）に記載されている特定保健指導が実施できる保健指導機関に委託する。

⑤ 保健指導の受け方

- a. 事業所が行う特定保健指導については、事業所の指示による。
- b. 保健指導機関が行う特定保健指導については、指導日を事前に対象者と調整のうえ実施する。

⑥ 周知・案内

従業員への周知・案内は事業所が行う。

⑦ 保健指導データの受領方法

- a. 事業所が行う特定保健指導については、事業所から保健指導結果を電子データで受領する。
- b. 保健指導機関が行う特定保健指導については、保健指導機関から保健指導結果を電子データで受領する。

⑧ 対象者選出の方法

実施基準第四条（特定保健指導の対象者）に該当する者を対象とする。

(2) 被扶養者

① 実施場所

対象者の自宅及び保健指導機関が指定する場所とする。

② 実施項目

実施基準第七条(動機付け支援)又は第八条(積極的支援)に記載されている特定保健指導とする。

③ 実施時期

特定健康診査終了後から翌年3月までを基本とする。

④ 外部委託の有無

実施基準第七条(動機付け支援)又は第八条(積極的支援)に記載されている特定保健指導が実施できる保健指導機関に委託する。

⑤ 保健指導の受け方

保健指導機関が行う特定保健指導については、指導日を事前に対象者と調整のうえ実施する。

⑥ 周知・案内

中国電力健康保険組合から特定健康診査と併せて周知を行い、対象者には保健指導機関が実施案内を文書により行う。

⑦ 保健指導データの受領方法

保健指導機関が行う特定保健指導については、保健指導機関から保健指導結果を電子データで受領する。

⑧ 対象者選出の方法

実施基準第四条(特定保健指導の対象者)に該当する者を対象とする。

IV. 個人情報保護

中国電力健康保険組合個人情報保護管理規程、システム等運用管理規程及び機密文書管理規程を遵守する。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、事業所へ通知するとともに、ホームページに掲載する。

VI. 第4期特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

令和8年度に3年間の評価を行い、必要に応じて健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

VII. その他

中国電力健康保険組合の職員で特定健診・特定保健指導の業務に従事する者については、特定健診・特定保健指導に関する研修に随時参加させる。

参 考 資 料

第4期 特定健康診査の主な見直し概要

特定健康診査(大きな見直しなし)

1. 健診項目の見直しについて

- 「標準的な健診・保健指導プログラム」の「健診検査項目の保健指導判定値」及び階層化に用いる標準的な数値基準について、食事の影響が大きい中性脂肪に随時採血時の基準値(175mg/dl)を追加。

2. 質問票項目の見直しについて

- 標準的な質問項目に関する基本的な考え方について、「地域の健康状態の比に資する項目」を「地域間および保健者間の健康状態の比較に資する項目」に修正。
- 喫煙に関する質問項目について、「過去喫煙していたが、現在は喫煙しない者」を区分するための回答選択肢を追加するとともに、「現在、習慣的に喫煙している者」についても現行の定義を維持した上で、分かりやすい表現に修正。
- 飲酒に関する質問項目について、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」をより詳細に把握できるように、飲酒頻度と飲酒量の回答選択肢を細分化するとともに、「禁酒者」を区分するための回答選択肢を追加。
- 保健指導に関する質問項目について、特定保健指導の受診歴を確認する質問に変更。

第4期 特定保健指導の主な見直しの概要①

特定保健指導(アウトカム評価の導入)

1. 成果を重視した特定保健指導の評価体系

- ◆ 腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には、保健指導の介入量を問わずに特定保健指導終了とする等、成果が出たことを評価する体系に変更。
- ◆ 行動変容[食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣、その他の生活習慣の2か月以上の改善]や腹囲1cm・体重1kg減の成果と、保健指導の介入と合わせて特定保健指導終了とする。保健指導の介入は、時間に比例したポイント設定を見直し、介入1回ごとの評価に変更。

2. 特定保健指導の見える化の推進

- 特定保健指導の成果等について見える化をすすめ、保険者等はアウトカムの達成状況の把握や要因の検討等を行い、より質の高い保健指導を対象者に還元。
- アウトカムの達成状況等について、経年的な成果の達成状況等を把握。

3. ICT活用の推進

- ◆ 在宅勤務や遠隔地勤務等の多様なニーズに対応することを促進するため、遠隔で行う保健指導については、評価水準や時間設定等は対面と同等に変更。
- 保健指導におけるICT活用を推進するため、ICT活用に係る留意点を「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」や「標準的な健診・保健指導プログラム」で示す。

第4期 特定保健指導の主な見直しの概要②

特定保健指導の実績評価体系

アウトカム評価(初回面接から3か月以上経過後の実績評価時に一度評価する)

主要達成目標

- ◆ 腹囲2cm・体重2kg減※・・・ 180P

※当該年の健診時の体重の値に、0.024を乗じた体重(kg)以上かつ同体重と同じ値の腹囲(cm)以上減少している

主要達成目標「腹囲2cm・体重2kg減」未達成の場合、対象者の行動変容等のアウトカム評価とプロセス評価の合計が180P以上の支援を実施することで特定保健指導終了とする。

プロセス評価

腹囲2cm・体重2kg減未達成の場合、対象者の行動変容等を評価

- ・腹囲1cm・体重1kgの減 ... 20P
- ・食習慣の改善 ... 20P
- ・運動習慣の改善 ... 20P
- ・喫煙習慣の改善(禁煙) ... 20P
- ・休養習慣の改善 ... 20P
- ・その他の生活習慣の改善 ... 20P

○継続的支援の介入方法 ()内は最低時間等

- ・個別支援(ICT含む) ... 70P(10分)
- ・グループ支援(ICT含む) ... 70P(40分)
- ・電話支援 ... 30P(5分)
- ・電子メール・チャット等 ... 30P(1往復以上)

○受診後早期の保健指導(分割実施含む)

- ・健診当日の初回面接 ... 20P
- ・健診後1週間以内の初回面接 ... 10P